

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

2025年6月

公益社団法人福岡県トラック協会

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

1. 計画の目的
2. 基本方針
3. 用語の定義

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制（第4条―第11条）

1. 対策本部の設置
2. 対策本部長
3. 構成
4. 事務局
5. 対策本部長等の任務
6. 情報収集及び共有体制
7. 対策本部の解散
8. 関係機関との連携

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項（第12条―第14条）

1. 業務内容及び実施方法
2. 人員計画
3. 感染対策の検討及び実施

第4章 その他（第15条・第16条）

1. 教育及び訓練の実施
2. 計画の見直し

第1章総則

(計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、公益社団法人福岡県トラック協会（以下、「当協会」という）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 当協会は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画、福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という。）及び本計画に基づき、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、当協会の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

(用語の定義)

第3条 この計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

(2) 新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部（以下、「政府対策本部」という。）が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置

特措法第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザなど緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康

を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(対策本部の設置)

第4条 会長は、福岡県に新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する当協会の対応を協議するため、福岡県トラック協会新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

2 会長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部を設置する指示をすることができる。

(対策本部長)

第5条 対策本部長は会長とする。

(構成)

第6条 対策本部の構成は、別表第1のとおりとする。

(事務局)

第7条 対策本部の事務局を当協会内に置き、専務理事を事務局長とする。

(対策本部長等の任務)

第8条 対策本部長、対策副本部長、事務局長及びその他対策本部の構成員（以下、「本部員」という。）の任務は次のとおりとする。

- (1) 対策本部長は、対策本部を総括する。ただし、対策本部長に事故がある場合は、当協会で定めた副会長の序列に従い、対策副本部長が代行する。
- (2) 対策副本部長は、対策本部長を補佐する。
- (3) 事務局長は対策本部の運営を総括する。
- (4) 本部員は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

(情報収集及び共有体制)

第9条 当協会は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団

体、世界保健機構から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に当協会職員等に周知する体制を確保する。

(対策本部の解散)

第10条 対策本部長は、県対策本部が廃止された場合には、対策本部を解散する。

2 対策本部長は、第4条第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であつて、対策本部で協議する必要がないと判断した時は、対策本部を解散する。

3 対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要が生じた場合は、正副会長会議において協議する。

(関係機関との連携)

第11条 当協会は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(業務内容)

第12条 当協会は、新型インフルエンザ等対策業務として、国及び地方公共団体から食料等の緊急物資輸送の要請があつた場合に、適切に実施できる体制を確保し、その要請に対応する。

(人員計画)

第13条 当協会は、別表第2に定めた人員計画により新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(感染対策の検討及び実施)

第14条 当協会は、職員等に対しマスク着用等咳エチケットの徹底等を実施するなど、当協会職員等による感染拡大防止対策を講じる。

第4章 その他

(教育及び訓練の実施)

第15条 当協会は、平素から正しい知識を習得し、当協会職員等への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓

練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。

- 2 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

(計画の見直し)

第16条 当協会は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認められる場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、福岡県知事に報告するとともに、その要旨の公表を行う。

- 2 前項の計画の変更に当たり、必要がある場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

別表第1（第6条及び第8条関係）

新型インフルエンザ等緊急対策本部の構成

構 成	
対策本部長	会長
対策本部副部長	副会長
事務局長	専務理事
本部員	協会職員

別表第2（第13条関係）

新型インフルエンザ等対策業務に係る人員計画

職種	発生段階	出勤体制	継続事業
協会職員	準備期	100%	全ての事業を実施する
	初動期	90%程度	緊急救援物資輸送・災害対策支援事業を最優先とし、交通事故防止対策事業、環境対策事業、貨物自動車運送適正化事業を優先事業として、関連する業務に取り組む
	対応期	60%程度	緊急救援物資輸送・災害対策支援事業を最優先事業として、関連する業務に取り組む

※準備期を平常として比較した出勤体制を表示。

※当協会の中心的な事業

- (1) 緊急救援物資輸送・災害対策支援事業
- (2) 交通事故防止対策事業
- (3) 環境対策事業
- (4) 貨物自動車運送適正化事業
- (5) 輸送サービス改善事業
- (6) 貨物自動車運送振興事業
- (7) 広報事業
- (8) その他